（防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部改正）

第四条　防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和四十八年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
別表第三（第三条関係）		
区分	専任の教授・准教授・講師の数	専任の助教の数
学科目		
医学科に設ける講座	一二	六八
看護学科に設ける講座	三四	一九
合計	一一四	八七

改正前		
別表第三（第三条関係）		
区分	専任の教授・准教授・講師の数	専任の助教の数
学科目		
医学科に設ける講座	一二	六八
看護学科に設ける講座	三四	一九
合計	一一四	九一

（地方防衛局組織規則の一部改正）

第五条　地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後
（企画部に置く課）
第十四条　企画部に、次に掲げる課を置く。
地方調整課
地方協力基盤整備課（北関東防衛局に限る。）
移設整備課（沖縄防衛局に限る。）
施設対策計画課（南関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）
周辺環境整備課
防音対策課
住宅防音課（北関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）
住宅防音第一課（南関東防衛局に限る。）
住宅防音第二課（南関東防衛局に限る。）
業務課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）
施設補償課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）
施設管理課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）
施設取得課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）
（地方調整課の所掌事務）
第十五条　［略］
2　東北防衛局及び中国四国防衛局の地方調整課は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。
一　［略］
二　第三十三条第一項第五号に掲げる事務
三　［略］
3～5　［略］

改正前
（企画部に置く課）
第十四条　［同上］
地方調整課
地方協力基盤整備課（北関東防衛局に限る。）
移設整備課（沖縄防衛局に限る。）
施設対策計画課（北関東防衛局、南関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）
周辺環境整備課
防音対策課
住宅防音課（北関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）
住宅防音第一課（南関東防衛局に限る。）
住宅防音第二課（南関東防衛局に限る。）
業務課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）
施設補償課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）
施設管理課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）
施設取得課（東北防衛局及び中国四国防衛局に限る。）
（地方調整課の所掌事務）
第十五条　［同上］
2　［同上］
一　［同上］
二　第三十五条第一項第五号に掲げる事務
三　［同上］
3～5　［同上］